

国立大学法人の中期目標変更原案及び中期計画変更(案)について

国立大学法人の中期目標・中期計画の変更については、あらかじめ国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている(国立大学法人法第30条第3項、第31条第3項)。

このたび57法人から変更の申請があった案件について、国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会業務及び財務等審議専門部会にご意見をお伺いするものである。

変更内容については以下のとおり。

1. 重要な財産を譲渡する計画の変更 9法人

北海道大学、東北大学、秋田大学、東京大学、山梨大学、信州大学、広島大学、九州大学、鹿児島大学

2. 重要な財産を担保に供する計画の変更 5法人

浜松医科大学、三重大学、鳥取大学、山口大学、琉球大学

3. 中期目標期間を超える債務負担に伴う計画の変更 7法人**○ 民間金融機関からの長期借入金を活用した事業の債務を負担することによる計画の変更 6法人**

室蘭工業大学、帯広畜産大学、富山大学、京都教育大学、奈良教育大学、愛媛大学

○ PFI事業による債務負担が確定したことによる計画の変更 1法人

筑波大学

4. 別表(学部、研究科等)の変更 53法人

北海道大学、旭川医科大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、秋田大学、山形大学、福島大学、筑波大学、群馬大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京芸術大学、東京工業大学、一橋大学、新潟大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、三重大学、滋賀医科大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学、政策研究大学院大学、総合研究大学院大学

1 重要な財産を譲渡する計画の変更 9 法人

番号	大学名	変更理由	変更内容	
			変更前	変更案
1	北海道大学	北海道が実施する雪害防止施設整備事業に必要となる本学の土地の一部について、当該地方公共団体からの譲渡要望に応じるため。	Ⅶ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ※(追加)	Ⅶ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 北方生物圏フィールド科学センター森林園ステーション北管理部天塩研究林の土地の一部(北海道天塩郡幌延町、12,600㎡)を譲渡する。
7	東北大学	仙台市が実施する地下鉄整備事業に必要となる本学の土地の一部について、当該地方公共団体からの譲渡要望に応じるため。	Ⅶ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ※(追加)	Ⅶ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 (6)青葉山地区の土地の一部(宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6-3、6-6、468-1)546.99㎡を譲渡する。
8	秋田大学	新たな敷地が確保できるため、不要となる手形山崎団地を譲渡する。	Ⅶ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ・医学部附属病院施設・設備整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。 ※(追加)	Ⅶ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 (1)医学部附属病院施設・設備整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。 (2)手形山崎団地の土地の全部(秋田県秋田市手形字山崎158番及び169番)1,979.05㎡を譲渡する。
14	東京大学	東京都、富良野市、埼玉県の実施する公共事業(道路整備など)に必要となる本学の土地の一部について、当該地方公共団体等からの譲渡要望に応じるため。	Ⅶ重要な財産譲渡し、又は担保に供する計画 重要な財産を譲渡する計画 ※(追加)	Ⅶ重要な財産譲渡し、又は担保に供する計画 重要な財産を譲渡する計画 5 大学院総合文化研究科・教養部の土地の一部(東京都渋谷区松濤二丁目1449番地 29.84㎡)を譲渡する。 6 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部(北海道富良野市山部181.54㎡)を譲渡する。 7 大学院農学生命科学研究科附属演習林秩父演習林の土地の一部(埼玉県秩父市大滝字栃本タキ川トハ5643-1 2,987.73㎡)を譲渡する。
		新たなキャンパス整備等により、不要となる旧二宮果樹園等を譲渡するため。		8 旧二宮果樹園の土地の全部(神奈川県中郡二宮町中里字諏訪脇518-1外 42,145.42㎡)を譲渡する。 9 海洋研究所および教育学部附属中等教育学校の土地の一部(東京都中野区南台一丁目28-1 10,572㎡)を譲渡する。 10 検見川第二職員宿舍の隣接地(千葉県千葉市花見川区浪花町1010外 6,673.92㎡)を譲渡する。
24	山梨大学	新たな敷地の確保により、不要となる医学部の土地の一部を譲渡するため。	Ⅶ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ・重要な財産を譲渡する計画 ※(追加)	Ⅶ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ・重要な財産を譲渡する計画 医学部の土地の一部(山梨県中央市若宮28-1 1,571.56㎡)を譲渡する。
25	信州大学	長野県による道路拡幅整備に伴う土地収用後の残地7.44㎡を、当該地方公共団体に譲渡するため。また、正しい所在地表示にするため。	Ⅶ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 工学部学生寄宿舎の土地の一部(長野県長野市若里5-15_1,022.58㎡)及び若里宿舎の土地の一部(長野県長野市若里5-16_745.39㎡)(計、1,767.97㎡)を譲渡する。	Ⅶ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 工学部学生寄宿舎の土地の一部(長野県長野市若里五丁目1717番2の一部外_1,030.02㎡)及び若里宿舎の土地の一部(長野県長野市若里五丁目1709番5の一部_745.39㎡)(計_1,775.41㎡)を譲渡する。
41	広島大学	東広島市が実施する道路整備事業に必要となる本学の土地の一部について、当該地方公共団体からの譲渡要望に応じるため。	Ⅶ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ※(追加)	Ⅶ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 (3) 東広島団地の土地の一部(広島県東広島市鏡山北151番外 8,377.45㎡)を譲渡する。

番号	大学名	変更理由	変更内容	
			変更前	変更案
48	九州大学	新たなキャンパス整備により、不要となる六本松団地等を譲渡するため。	Ⅷ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ○譲渡計画 ※(追加)	Ⅷ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ○譲渡計画 ⑦六本松団地の土地(福岡県福岡市中央区六本松4丁目300番1 面積64,974.69㎡)を譲渡する。 ⑧六本松寄宿舎及び運動場の土地(福岡県福岡市城南区田島1丁目2番1ほか 面積23,537.38㎡)を譲渡する。
		実質個人が使用している演習林土地の一部を当該個人に譲渡するため。		⑨農学部附属北海道演習林の土地の一部(北海道足寄郡足寄町鷺府163番2ほか 面積7,831㎡)を譲渡する。
54	鹿児島大学	鹿児島市の実施する公共事業(道路整備及び河川整備)に必要な本学の土地の一部について、当該地方公共団体からの譲渡要望に応じるため。	Ⅷ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 1重要な財産を譲渡する計画 ※(追加)	Ⅷ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 1重要な財産を譲渡する計画 (6)農学部附属佐多演習林の土地の一部(鹿児島県肝属郡南大隅町佐多馬籠349、497.00㎡)を譲渡する。 (7)唐湊学生寄宿舎の土地の一部(鹿児島県鹿児島市唐湊三丁目1026番1、305.90㎡)を譲渡する。 (8)教育学部寺山自然教育研究施設の土地の一部(鹿児島県鹿児島市吉野町10857番1、393.12㎡)を譲渡する。
58	高エネルギー加速器研究機構	茨城県の医師確保対策による研修医等の住居確保のため当機構の松代庁舎の土地及び建物と、県が所有する当機構の東海キャンパスに隣接の土地及び建物との交換を行うため。	Ⅷ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。	Ⅷ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 松代庁舎(茨城県つくば市松代5丁目12番1号)の土地(3,244.36㎡)及び建物(934.48㎡)を譲渡する。
59	情報・システム研究機構	国立極地研究所及び統計数理研究所の立川キャンパス移転に伴う跡地処分のため。	Ⅷ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 ※(追加)	Ⅷ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 国立極地研究所の土地(東京都板橋区加賀一丁目3356番地155)及び建物の全部を譲渡する。 統計数理研究所の土地(東京都港区南麻布四丁目1番4)及び建物の全部を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画の変更 5 法人

番号	大学名	変更理由	変更内容	
			変更前	変更案
28	浜松医科大学	附属病院の施設・設備の整備に係る長期借入に伴う担保を変更するため。	Ⅷ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 医学部附属病院における施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について担保に供する。	Ⅷ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 医学部附属病院における施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学の敷地及び建物について担保に供する。
30	三重大学	附属病院の施設・設備の整備に係る長期借入に伴う担保を変更するため。	Ⅷ重要な資産を譲渡し、又は担保に供する計画 重要な財産を担保に供する計画 医学部附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について担保に供する。	Ⅷ重要な資産を譲渡し、又は担保に供する計画 重要な財産を担保に供する計画 医学部附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学の敷地及び建物について担保に供する。
38	鳥取大学	附属病院の施設・設備の整備に係る長期借入に伴う担保を変更するため。	Ⅷ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 1 附属病院施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。	Ⅷ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 1 附属病院施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学の敷地及び建物について、担保に供する。
42	山口大学	附属病院の各種整備を考慮した包括的な記載内容とするため。	Ⅷ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 附属病院の基幹・環境整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。	Ⅷ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。
55	琉球大学	附属病院の基幹・環境整備及び病院特別医療機械設備の整備に係る長期借入に伴う担保を変更するため。	Ⅷ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 附属病院の基幹・環境整備及び病院特別医療機械設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。	Ⅷ重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 附属病院の基幹・環境整備及び病院特別医療機械設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学の敷地及び建物について、担保に供する。

3 中期目標期間を超える債務負担に伴う計画の変更 7法人

○ 民間金融機関からの長期借入金を活用した事業の債務を負担することによる計画の変更 6法人

番号	大学名	変更事由	総債務償還額 (百万円)
1	室蘭工業大学	(長期借入金) 学生寄宿舍改修事業の債務負担が生じるため	414
2	帯広畜産大学	(長期借入金) 学生寄宿舍改修事業の債務負担が生じるため	379
3	富山大学	(長期借入金) 学生寄宿舍整備事業の債務負担が生じるため	451
4	京都教育大学	(長期借入金) 学生寮整備事業の債務負担が生じるため	251
5	奈良教育大学	(長期借入金) 学生寄宿舍整備事業の債務負担が生じるため	165
6	愛媛大学	(長期借入金) 学生寄宿舍整備事業の債務負担が生じるため	1,466

○ PFI事業による債務負担が確定したことによる計画の変更 1法人

番号	大学名	変更事由	総事業費(百万円)
1	筑波大学	(PFI事業) PFIを活用した附属病院再開発事業の事業費が確定したため	118,607

4 別表(学部、研究科等)の変更 53法人(別冊)